

【J-ライフル協会】 低年者（21-24歳）の射撃指導員の指定に関する推薦

低年者の射撃指導員の指定に関する推薦基準要綱

1. 趣旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の3第1項の規定により指定する射撃指導員に関し、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）第43条第1項第1号の推薦に必要な基準等を定めるものである。

2. 推薦の対象となる者

対象となる者は、ライフル銃または空気銃（空気けん銃を含む。以下同じ。）の操作及び射撃に関する知識、技能等が卓越した者で、射撃指導員としての指定を希望する者とする。

3. 推薦基準

次の各号のすべてに該当する者で、日本ライフル射撃協会の加盟団体で、各都道府県を代表する射撃スポーツ競技団体（以下「都道府県ライフル協会」という。）が適当であると認めた者について行なうものとする。

- (1) 満21歳以上25歳未満の者
- (2) 日本ライフル射撃協会の会員（正会員、普通会員）
- (3) 銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令を遵守し、射撃指導員として卓越した人格識見を有する者
- (4) 法第4条第1項第1号、第4号または第5号の2の規定による許可を受けて、ライフル銃または空気銃のうちその者が行おうとする射撃の指導において用いられるもの（以下「指導に係る猟銃等」という。）を2年以上継続して所持している者
- (5) 指導に係る猟銃等の所持に関する法令及び指導に係る猟銃等の使用、保管等の取扱いについて、卓越した知識を有する者
- (6) 指導に係る猟銃等の操作及び射撃について、卓越して習熟している者
- (7) 誓約事項を遵守し得ると認められる者

4. 推薦の手続

- (1) 射撃指導員の指定を受けようとする者は、低年者の射撃指導員の指定に関する推薦申請書（様式第1号。以下「推薦申請書」という。）2通に所定の事項を記載し、都道府県ライフル協会に提出する。ただし、都道府県ライフル射撃協会等の日本ライフル射撃協会の加盟団体の会員であって申請者の住所地を管轄する都道府県ライフル協会の会員でない者が申請を行う場合は、推薦申請書を当該加盟団体を通じて当該都道府県ライフル協会に提出するもの

とする。

- (2) 都道府県ライフル協会は、推薦申請書を提出した者について、推薦基準に適合するかどうかを審査し、適合する者と判定した場合は、その者についての低年者の射撃指導員の指定に関する推薦依頼書（様式第2号）1通を作成し、推薦申請書1通と共に申請者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体（以下「都道府県体育協会」という。）に提出する。
- (3) 都道府県体育協会は、都道府県ライフル協会から推薦を依頼された者について、規則第43条第1項第1号の推薦に係る規則別記様式第15号の推薦書（様式第3号）正本1通および写し1通を作成し、都道府県ライフル協会に交付する。
- (4) 都道府県ライフル協会は、申請者に推薦書正本を交付し、その写しを保管する。
- (5) 推薦書は、ライフル銃または空気銃ごとに1通とし、推薦を受けた者がこれを都道府県公安委員会への申請書に添付できる期間は1年とする。

5. 推薦の取り消し

都道府県体育協会は、自らが行った推薦により射撃指導員の指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県ライフル協会の取り消し依頼に基づき推薦を取り消すものとする。

- ① 日本ライフル射撃協会の会員でなくなったとき
- ② 誓約事項に違反したとき
- ③ その他、日本ライフル射撃協会の会員としてふさわしくない行為があったとき

6. 取り消しの手続

- (1) 都道府県ライフル協会は、都道府県体育協会の推薦により射撃指導員の指定を受けている者が取り消しの基準に該当するにいたったと認めるときは、推薦取消依頼書（様式第4号）1通を作成し、都道府県体育協会に提出する。
- (2) 都道府県体育協会は、推薦取消依頼書に基づき推薦取消書（様式第5号）1通および推薦取消通知書（様式第6号）正本1通および写し1通を作成し、推薦取消書正本を被取消者に交付するとともに、推薦取消通知書正本を被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その写しを低年者の射撃指導員の指定に関する推薦依頼書を発行した都道府県ライフル協会に送付する。

附則

この要綱は、平成21年12月4日から施行する。